

(隔地払)

第90条の3 出納長は、隔地の債権者に支払をしようとするときは、支払場所を指定し、関係の指定金融機関又は指定代理金融機関をして送金の手続をさせるものとする。

2 前項の場合において、出納長は、関係の指定金融機関又は指定代理金融機関に対し支払依頼書等を送付するとともに、債権者に対し支払場所が指定金融機関であるときは送金通知書(第60号様式)を、支払場所がその他の金融機関又は郵便局であるときは他店払送金通知書(第62号様式)を送付しなければならない。

(小切手、支払証又は送金通知書による償還請求に基づく支払)

第96条 出納機関は、既に債権者に交付した小切手について、小切手法(昭和8年法律第57号)第72条又は施行令第165条の5の規定により償還の請求を受けたときは、次に掲げる事項を調査し、償還すべきものと認めるときは、小切手払の方法の例により、その償還をしなければならない。

- (1) 当該償還請求が小切手法第72条の規定によるものであるときは、当該償還請求者は、失権当時正当な所持人であったか。
- (2) 当該償還請求が施行令第165条の5の規定によるものであるときは、当該償還請求者は、正当な所持人であるか。
- (3) 当該小切手は、支払未済のものであるか。
- (4) 当該小切手の記載事項は、その小切手原符(第55号様式)の記載事項と一致しているか。
- (5) 当該償還請求権について時効は完成していないか。
- (6) 当該小切手が亡失したものであるときは、その事由は何か。

2 前項の場合において、償還請求者は、同項の請求をするときは、小切手償還請求書(第65号様式)、小切手又は亡失小切手に係る除権判決の謄本及び当該小切手に係る権利関係を示す書類その他出納機関が必要と認める書類を提出しなければならない。この場合において、償還請求に係る小切手の券面金額が2万円以下であるときは、管轄裁判所に対して公示催告の申立てをした旨及び当該公示催告がなされたことを証する書面並びに当該小切手の支払に関しては一切の責任をもつ旨の誓約書(連帯保証人の保証のあるものに限る。)の提出をもって、又は当該小切手の支払に関しては一切の責任をもつ旨の誓約書(連帯保証人の保証のあるものに限る。)の提出及び第169条第1項各号に規定する有価証券による担保の提供をもって、除権判決の謄本の提出に代えることができる。

3 前2項の場合において、償還請求に係る小切手が施行令第165条の6第2項又は第3項の規定により歳入に組み入れられ、又は納付された資金に係るものであるときは、これらの規定にかかわらず、第81条から前条までの規定の例により、その償還をするものとする。この場合において、償還請求を受けた者が公所の出納員であるときは、当該小切手の償還は出納長が行う旨をその者に告げるとともに、関係書類を審査して、これに意見を付し、出納長に進達しなければならない。

4 第1項、第2項前段及び前項の規定は、発行日付後1年を経過した支払証又は送金通知書による支払の請求を受けた場合について準用する。

(小切手支払未済繰越金の歳入への組入れ)

第125条 出納機関は、第197条の規定により関係の指定金融機関又は指定代理金融機関から小切手未払資金組入れ報告書(第72号様式の2)の送付を受けたときは、その内容を確認し、相違がないと認めるときは、これを支出権者を経て出納長に送付しなければならない。

2 出納長は、前項の規定により小切手未払資金組入れ報告書の送付を受けたときは、その内容を知事に通知しなければならない。

(現金払資金支払未済金及び隔地払資金支払未済金の歳入への納付)

第198条 指定金融機関及び指定代理金融機関は、現金払又は隔地払の方法による支払をするため交付を受けた資金のうち、資金交付の日から1年を経過しまだ支払を終わらない金額に相当するものについては、その送金を取り消し、毎月分を取りまとめて翌月10日(その日が休日等に当たるときは、これらの日の翌日)までに歳入に納付し、同月13日までに隔地払等資金支払未済金納付報告書を出納長に送付しなければならない。

4 小切手、支払証又は送金通知書による償還請求に基づく支払

(1) 償還請求について

ア 小切手、支払証又は送金通知書は、その振出日又は発行日から1年を経過しない間は、その所持者はいつでも指定金融機関等に提示することにより、支払を受けることができるが、1年を経過した後は、指定金融機関等では支払を受けることができなくなる。しかし、小切手については小切手法第72条により利得償還請求権があるため、所持人は県に対し償還を求めることができる。また、支払証及び送金通知書にあっては、その所持人が受けるべき支払金の受領の権利が消滅したわけではないので、償還の請求を行うことができる。

[注] 小切手は「自治法」により、送金通知書は「施行令」により及び支払証は「財務規則」に基づき、1年を経過した各証書にあっては金融機関等での支払は受けられない。

イ 出納長は、振出日から1年を経過した小切手の所持人から、小切手法第72条又は施行令第165条の5の規定により償還請求を受けたときは、内容を調査のうえ償還すべきと認めるときは、これを行わなければならない。

ウ 出納長は、発行日から1年を経過した支払証又は送金通知書の支払の請求を受けたときは、内容を調査のうえ支払うべきと認めるときは、これを行わなければならない。

(2) 償還請求者の提出すべき書類

償還請求等を行うときは、次の書類により出納機関へ請求する。

法232の6②

小切手法72

令165の5

規 96②
③

	小 切 手	支 払 証	送 金 通 知 書
亡失以外の場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 小切手償還請求書（第65号様式） 2 小切手 3 当該小切手に関する権利関係を示す書類 4 その他出納機関が必要と認める書類 	<ol style="list-style-type: none"> 1 送金通知書等償還請求書（第65号様式） 2 支払証 3 当該支払証に関する権利関係を示す書類 4 その他出納機関が必要と認める書類 	<ol style="list-style-type: none"> 1 送金通知書等償還請求書（第65号様式） 2 送金通知書 3 当該送金通知書に関する権利関係を示す書類 4 その他出納機関が必要と認める書類
亡	2万円を超える場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 送金通知書等償還請求書（第65号様式） 2 亡失状況申立書 3 当該支払証又は送金通知書に関する権利関係を示す書類 4 その他出納機関が必要と認める書類 	
	失		
の	2万円以下の場合		
場	の		
合	合		

〔注〕 「亡失小切手」とは、紛失、焼失、盗難等のため小切手そのものを失ったもの、及び小切手は所持しているが記載内容の抹消、汚染、き損等のため小切手の同一性を害する程度に達したものをいう。

達 96①